8　平成三十年度における第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した額とする。」とあるのは、「算定した額から附則第十九条の十六第三項の規定によって算定した額及び同条第四項の規定によって算定した額の合算額を控除した額とする。」とし、同項の算式の符号A中「第49条の規定によって算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第9項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定によって算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号B中「前条までの」とあるのは、「法附則第6条の2の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

9　平成三十年度における附則第十九条の十四第十一項及び第十九条の十四の二第十一項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によって算定した額及び同条第四項の規定によって算定した額の合算額を控除した額」とする。

［10　略］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき平成三十年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　略］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$$A \times (B \div C) \times [\{(D-C) \div C\} \times \underline{0.4} + 1] + \{(E \times \underline{44} + 500) \div (C \times \underline{1.83})\} + F$$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、$(D-C) \div C$、$\{(D-C) \div C\} \times \underline{0.4}$又は$(E \times \underline{44} + 500) \div (C \times \underline{1.83})$に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき平成三十年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五準財政収入額を同令附則第十九条の十六第十四項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

8　平成二十九年度における第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した額とする。」とあるのは、「算定した額から附則第十九条の十六第三項の規定によって算定した額及び同条第四項の規定によって算定した額の合算額を控除した額とする。」とし、同項の算式の符号A中「第49条の規定によって算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第9項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定によって算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号B中「前条までの」とあるのは、「法附則第6条の2の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

9　平成二十九年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項及び第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によって算定した額及び同条第四項の規定によって算定した額の合算額を控除した額」とする。

［10　同上］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき平成二十九年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　同上］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$$A \times (B \div C) \times [\{(D-C) \div C\} \times \underline{0.6} + 1] + \{(E \times \underline{42} + 500) \div (C \times \underline{1.82})\} + F$$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、$(D-C) \div C$、$\{(D-C) \div C\} \times \underline{0.6}$又は$(E \times \underline{42} + 500) \div (C \times \underline{1.82})$に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき平成二十九年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五